産業廃棄物 SDGs 推進システム(旧環境ガードシステム) 利用規約

特定非営利活動法人エコ・テクル(以下「エコ・テクル」とします。)は、エコ・テクルが運営しインターネット上において提供する「産業廃棄物 SDGs 推進システム(旧環境ガードシステム)」サービス(以下「本サービス」とします。)を第1条第1号に規定する会員が利用するについて、以下の通り利用規約(以下「本規約」とします。)を定めます。

第1条(定義)

本規約において、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「エコ・テクルサイト」とは、エコ・テクルがインターネット上において運営する「エコ・テクル」のWEBサイトを指します。
- (2) 「会員」とは、本規約を承諾のうえ第3条に定める利用申込みを行い、エコ・テクルが本サービスの利用を承認した法人叉は個人を指します。
- (3) 「電子マニフェストシステム」(以下「JWNET」とします。)とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」とします。)第 12 条の5に基づき、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「振興センター」とします。)が運営する電子情報処理組織を指します。
- (4) 「紙マニフェスト」とは、法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票を指します。
- (5) 「電子マニフェスト」とは、紙マニフェストに代えて振興センターと排出事業者、収集運搬業者、 及び処分業者が、本項第3号に記すJWNETを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の 流れを管理する仕組みを指します。
- (6) その他、法に定める語句、及び振興センターが JWNET の利用に関して定めた諸規定と使用する用語は、そのままの意味で使用します。

第2条(目的)

本規約は、エコ・テクルが運営し提供する本サービスを、会員が利用するについての一切の関係に適用します。なお、提供するサービスの内容は以下のとおりです。

- (1) 廃棄物の処理状況をリアルタイムで登録・照会する「廃棄物処理管理サービス」
- (2) 廃棄物の移動情報を事前に通知する「廃棄物移動事前通知サービス」
- (3) 会員が電子マニフェストを使用するにあたって、JWNETのEDI版利用手続きを完了されている場合に、接続登録者として行う「EDI版接続サービス」
- (4) 本サービスの詳細な内容については、本規約に定めるほか、別途エコ・テクルサイトへ掲示するものとします。

第3条(利用申込)

- 1 申込みは、エコ・テクルが別途定める方法により「産業廃棄物 SDGs 推進システム(旧環境ガードシステム)」を提出し、会員となることが必要です。
- 2 サービスの利用区分は、排出事業者、収集運搬業者、及び処分業者とします。
- 3 利用申込みにあたっては、本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾した上で申込み手続を行っていただくものとします。
- 4 利用契約は、エコ・テクルが本条に規定する利用申込書を受領し、必要な手続を完了して本サービス の利用を承認した日に成立するものとします。
- 5 エコ・テクルは、以下の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議申立等を行えないものとします。
 - (1) 利用申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (2) その他、エコ・テクルが利用の承諾を不適当と判断したとき

第4条(1D及びパスワード)

- 1 エコ・テクルは、利用申込みを承諾した場合、会員の登録を行い、その会員に対し速やかに利用区分に応じた I D及びパスワードを発行します。
- 2 会員は、エコ・テクルが発行する I D及びパスワードの使用、変更及び管理について、一切の責任を 負うものとします。
- 3 会員のID及びパスワードが、他の第三者の使用されたことによって、当該会員が被る損害について、 当該会員の故意叉は過失の有無にかかわらず、エコ・テクルは一切の責任を負わないものとします。
- 4 会員は、パスワードを失念、及びIDの紛失、盗難叉は第三者による不正使用の事実が判明した場合は、別途エコ・テクルが指定する方法により、直ちにエコ・テクルに連絡し、エコ・テクルの指示に従うものとします。

第4条2(承認コード)

- 1 エコ・テクルは、登録をした会員のうち排出事業者に対して、ID 及びパスワードに併せて承認コードを発行します。
- 2 第4条第2項から第4項の規定は、承認コードについて準用します。

第5条(会員設備等の設置・維持)

会員は、本サービスを利用するにあたり必要となるインターネット接続環境(プロバイダー利用契約、電話等の通信回線利用契約を含む)、コンピュータその他機器、ソフトウェア等を自らの費用で設置し、維持するものとします。

第6条(会費等)

- 1 本サービスは会費制の有料サービスです。会員は会費を支払うことにより、本サービスを利用することができます。
- 2 会員は、本サービスの会費その他の料金及びその算定方法・支払方法について、エコ・テクルが別途 定める内容、条件に従うものとします。また、JWNET のED I 版を利用する会員にあっては、本項 に定める産業廃棄物 SDGs 推進システムサービスの会費その他の料金のほか、別途、振興センターが 定める料金規定等に従うものとします。
- 3 会員がエコ・テクルに対して支払った会費その他の料金は、エコ・テクルに会費徴収事務の過誤があった場合を除き、返還されないものとします。
- 4 エコ・テクルは、会員に対する 60 日前の通知によって、会費その他の料金の改定を行うことができるものとします。

第7条 (会員情報の取扱い)

- 1 エコ・テクルは、保有する以下の会員情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに、本条第2項ないし第3項の場合以外には会員情報の利用を行いません。
 - (1) 会員が本サービスの利用申込み時に届け出た情報(第7条第1項の定めに基づき変更された情報も含みます。)(以下「会員登録情報」とします。)
 - (2) 本サービスの利用履歴その他本サービスの利用に伴う種々の情報(以下「会員利用情報」とします。)
- 2 会員は、第 2 条第 1 項第 3 号に定めるサービスを提供するため、エコ・テクルが振興センターに対して会員利用情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 エコ・テクルは、本条第2項のほか、以下の場合を除き、会員情報を第三者に開示しないものとします。
 - (1) あらかじめ会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令により開示が求められた場合
 - (3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合
- 4 会員は、第2条第1項各号に定めるサービスを受けるに必要な情報の提供と、自身の会員情報の開示・ 訂正及び利用・提供の中止の請求を随時行えるものとします。その場合は、エコ・テクルが指定する 方法によってエコ・テクルに届け出るものとします。
- 5 エコ・テクルは、エコ・テクルが定める所定の期間を経過したときは、会員情報を廃棄することができるものとします。

第8条(登録事項の変更)

- 1 会員は、利用申込み時に登録した事項に変更があった場合、速やかにエコ・テクルが指定する方法によってエコ・テクルに届け出るものとし、それ以後も同様とします。
- 2 会員が本条第1項の届出を怠ったことにより不利益を被った場合、エコ・テクルは一切その責任を負わないものとします。

第9条 (会員の責任)

会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵 守するものとします。

- (1) 本規約及びエコ・テクルが定める細則、マニュアル等に従い、産業廃棄物 SDGs 推進システム を利用するものとします。
- (2) 本サービスで提供される情報を、不正の目的をもって利用しないものとします。
- (3) 本サービスで提供される情報に関し、エコ・テクル叉は第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、叉はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (4) 本サービスの会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させ、叉は、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行ってはならないものとします。
- (5) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害する行為、叉はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

第10条(有効期間)

会員資格の有効期間は登録日から 1 年間とし、特に退会の届出がない場合は自動的に 1 年間期間を延長するものとし、以後も同様とします。ただし、本規約に違反する行為があった場合、叉は、エコ・テクルが会員として不適当と認めた場合には、有効期間を延長しない場合があります。なお、初回の登録日は、エコ・テクルが会員に対して、第 4 条第 1 項に定める I D及びパスワードを発行した日を指します。

第11条(退会)

- 1 会員が退会を希望する場合には、退会希望月の前月末までにエコ・テクルの指定する方法によりエコ・テクルに届け出るものとし、退会希望月末をもって退会するものとします。なお、会員がエコ・テクルに対し何らかの債務を負担している場合は、退会時に全額を支払うものとします。
- 2 エコ・テクルは、会員が退会する場合であっても、既に会員から支払われた会費等の返戻は一切行いません。
- 3 退会した会員の会員情報に関しては、第6条が引き続き適用されるものとします。

第12条(会員資格の停止・抹消)

会員が以下の事由のいずれかに該当した場合、エコ・テクルは会員に何ら事前の通知なしに会員資格を一時停止し、叉は抹消することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 利用申込み時及び登録事項変更時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (3) 会費その他の料金の支払を怠った場合
- (4) 会員が指定した支払口座の利用が停止させられた場合
- (5) 会員に対する破産の申立てがあった場合
- (6) その他エコ・テクルが会員として不適当と判断した場合

第13条(会員への通知)

- 1 エコ・テクルから会員への通知は、エコ・テクルサイトへの掲示、E-Mai 1 その他相当の方法により行います。
- 2 本条第1項の通知がE-Mailで行われる場合、エコ・テクルは会員が届け出たE-MailアドレスのサーバーにE-Mailが到達したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 3 第7条に基づく変更届出がないため、エコ・テクルから会員への通知が延着叉は到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに通知が到着したものとみなします。

第14条(サービス内容の変更)

- 1 エコ・テクルは、本サービスの運営上必要な範囲において、会員に事前に通知することなく本サービスの内容を変更することができることとします。当該変更を行った場合は、エコ・テクルは変更実施後に会員に対しエコ・テクルサイトへの掲示をもって通知することとします。
- 2 当該変更によって、会員へ不利益叉は損害が生じた場合であっても、エコ・テクルはその責任を負わないものとします。

第15条(サービスの一時中断叉は停止)

- 1 エコ・テクルは、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの提供の一部もしくは全部を一時中断叉は停止することがあります。
- 2 本サービスの提供の一時中断、停止の発生により、会員叉は第三者が被った不利益について、エコ・ テクルは理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
- 3 エコ・テクルは本サービスの提供を一時中断叉は停止する場合は、エコ・テクルサイトへの掲示をもってあらかじめ会員へ通知します。ただし、緊急の場合は、会員への事前通知を省略することができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかわる装置叉はシステムの点検保守、更新の場合
 - (2) 天災地変、戦争、内乱、不可避の事故、法的制限その他当事者の支配しえない一切の原因により、 本サービスの提供が困難な場合
 - (3) 電気通信事業者その他本サービスの提供に必要な第三者の役務が提供されない場合
 - (4) その他、運用上あるいは技術上、エコ・テクルが本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、叉は不可測の事態によりエコ・テクルが本サービスの提供を困難と判断した場合

第16条(損害賠償)

- 1 会員が本規約に違反する行為、叉は不正もしくは違法な行為によってエコ・テクルに損害を与えた場合は、エコ・テクルは当該会員に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。
- 2 エコ・テクルは、エコ・テクルの責に帰すべき事由により、会員に損害を与えた場合は、その損害が 生じた当該期にその会員が支払う会費の範囲内で賠償するものとし、その他の場合には、会員に対し 一切損害の賠償はいたしません。

第17条 (規約の範囲及び変更)

- 1 エコ・テクルが本規約に関して別途定める個別規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定とが矛盾抵触する場合には、原則として個別規定が優先するものとします。
- 2 エコ・テクルは、会員の承諾なく本規約を変更・改訂できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾 するものとします。本規約の変更・改訂の結果、会員に不利益が生じた場合でも、エコ・テクルは補 償その他の義務を負わないものとします。
- 3 本規約の変更があった場合は、エコ・テクルは、エコ・テクルサイトへ掲示することにより会員に通知するものとします。
- 4 本規約の変更は、エコ・テクルサイトへ変更・改訂後の規約を掲示したときから効力を生ずるものと します。

第18条(紛争の解決)

- 1 本規約の条項の解釈について疑義が生じ、叉は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、 会員とエコ・テクルは誠意をもって協議し円満に解決するものとします。
- 2 本サービスの利用に関して万一紛争が生じた場合は、エコ・テクルの本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。